

# 地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年2月23日)

1 平昌冬季五輪1年前プレイベントへの参加結果について

【交流推進課】・・・1ページ

2 車座ふるさとトークの開催結果について

【交流推進課】・・・2ページ

3 第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット

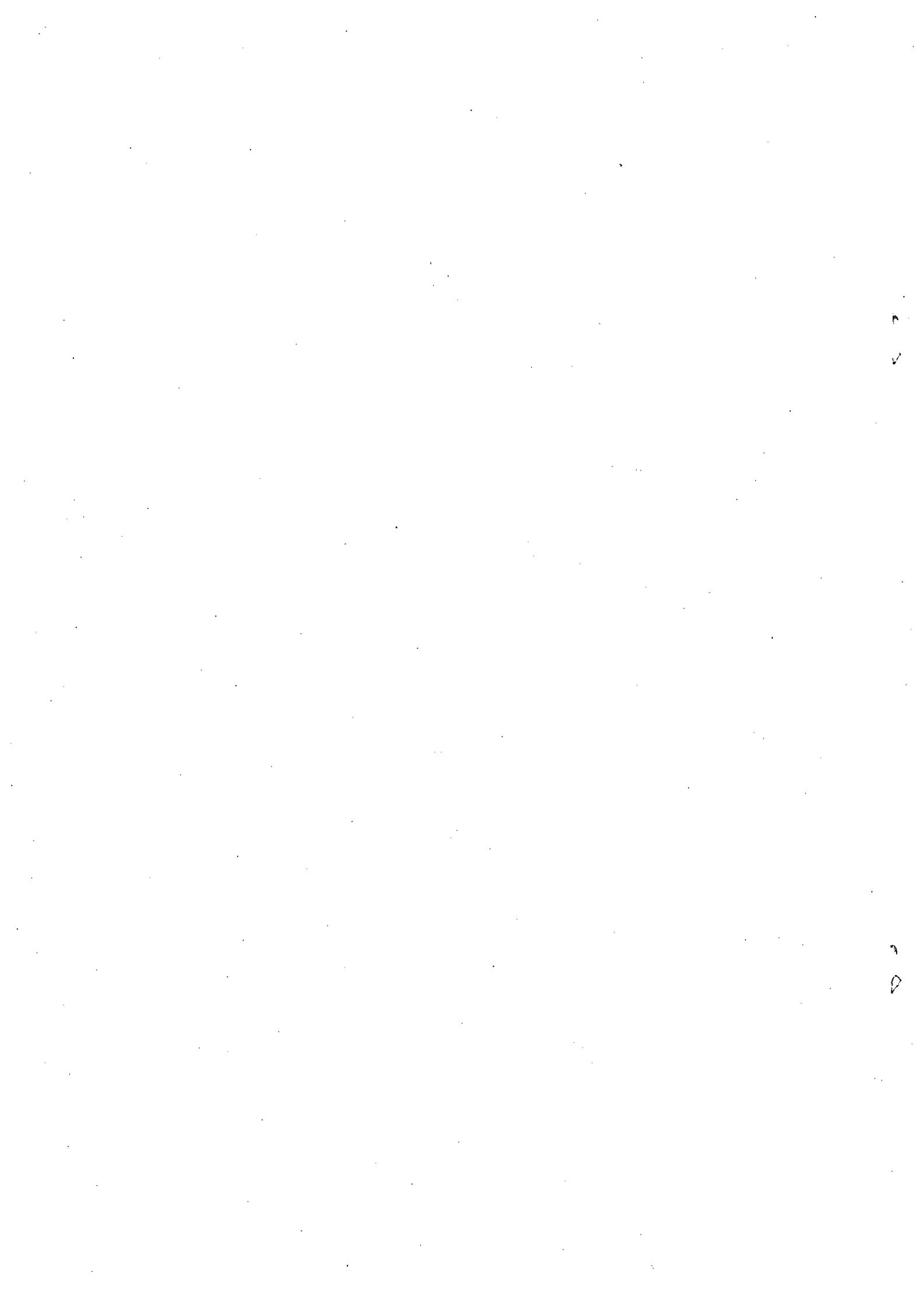
実務代表者会議の結果について

【交流推進課】・・・3ページ

4 特定非営利活動法人大山中海観光推進機構(「大山王国」)の検査状況について

【西部総合事務所地域振興局】・・・4ページ

観光交流局



## 平昌冬季五輪1年前プレイベントへの参加結果について

平成29年2月23日  
交流推進課

本県の友好交流地域で初めて開催される世界的なスポーツの祭典を好機として、北東アジアの友好交流地域とともにスポーツ交流、観光振興等を図るため、「2018平昌冬季オリンピック・パラリンピック」の1年前プレイベントに鳥取県が参加しました。

### 1 プレイベント開幕式

- (1) 日 時 2月9日(木)午後7時から午後9時30分まで
- (2) 場 所 江陵(カンヌン)アイスホッケー競技場(大韓民国江原道江陵市)
- (3) 内 容
  - ・青少年のテコンドーの選手によるパフォーマンス披露
  - ・韓国の伝統舞踊等の披露
  - ・黄教安(ファン・ギョアン)大統領権限代行らによる挨拶
  - ・カウントダウンイベント
  - ・フィギュアスケート女子のバンクーバー五輪金メダリストで、大会の広報大使を務める金妍兒(キム・ヨナ)さんによる聖火リレー用のトーチの発表 等

(4) 来場者数 約9,000人

(5) 参加した江原道の海外友好交流地域

鳥取県:吉村文宏観光交流局長

その他:中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、富山県

### 2 文化公演

鳥取県の魅力を紹介する映像上映や代表団による鳥取県の紹介挨拶、更に「桜道里(オードリー)※」が傘踊り公演を披露し、韓国皆さんに広く鳥取県をPRすることができた。

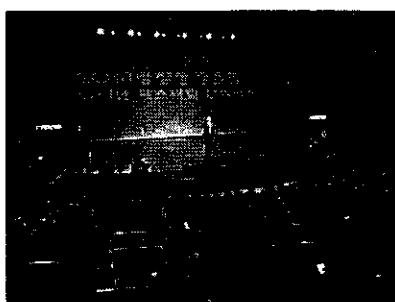
(※「桜道里(オードリー)」は、「よさこい踊り」をメインに「因幡の傘踊り」や創作傘踊りを披露する団体として2007年に結成。小学生から大人まで参加。県内外のお祭りに出演している。)

(1)「北東アジア地方政府の日」公演

- ・日 時 2月10日(金)午後7時から
- ・場 所 江陵端午文化館(大韓民国江原道江陵市)
- ・参加地域 鳥取県(「桜道里」18名)、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、富山県
- ・来場者数 約600人

(2)「江原道海外姉妹都市公演」

- ・日 時 2月11日(土)午後2時から
- ・場 所 江陵原州大学校ヘラム文化館(大韓民国江原道江陵市)
- ・参加地域 鳥取県(「桜道里」18名)、モンゴル中央県、富山県からの文化公演団
- ・来場者数 約600人



### 3 広報PRブースの出展

- ・期間 2月9日(木)から19日(日)まで
- ・場所 江陵オリンピックパーク(大韓民国江原道江陵市)
- ・内容 観光パネルやPR動画の上映、来場者へのアンケート、観光PRパンフレットの配布等  
※中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、富山県が同様に出展した。

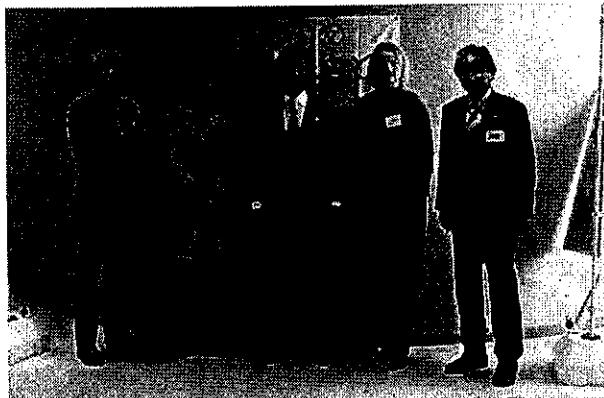
## 車座ふるさとトークの開催結果について

平成29年2月23日  
交流推進課

小田原 潔（おだわら きよし）外務大臣政務官一行が来県され、「車座ふるさとトーク」が次のとおり開催されました。

- 1 日 時 平成29年2月11日（土）午後1時40分から午後3時まで
- 2 場 所 夢みなとタワー 2階 特別会議室（境港市内）
- 3 主 催 外務省
- 4 参加者 小田原外務大臣政務官  
鳥取県産品の海外展開に関心を有する企業、海外からの観光推進及び国際交流に取り組む関係者等 4名
- 5 テーマ 外国人観光客の拡大・海外への鳥取県の魅力発信
- 6 概 要

- 参加者の自己紹介、政務官からの国の関連施策の説明の後、意見交換を実施した。鳥取県側の参加者からは、次のような意見があった。
  - ・外国人観光客に鳥取県産品を購入していただくに当たって、面倒で敬遠されないよう免税手続きの簡略化が必要。
  - ・食品の海外への輸出に当たり、原産地証明が求められ検査に経費がかかるので、行政からの補助金を設けてほしい。
  - ・中国、韓国、ロシア等に商品サンプルを見ていただける拠点を設置してほしい。
  - ・日本人には何気ない家具、伝統的な生活等は、外国人には興味深いものであり、旅館は魅力的。
  - ・ロシア人には、海や温泉のほか、城等の伝統的な建築物に魅力を感じる。DBSクルーズフェリーの運航で交通費が低廉であるのも魅力。
- 最後に政務官から、意見交換の内容を国の施策展開に活かしていきたいと表明された。



### 【参考】

#### 車座ふるさとトーク

- 各府省庁等の大臣、副大臣、大臣政務官が地域に赴いてテーマを決めて現場の方々と少人数で車座の対話を行い、安倍内閣の政策に活かすとともに、安倍内閣が取り組む重要政策について説明するため開催されている。
- 平成25年2月から平成29年1月まで、各府省庁等主催により全国各地で計110回実施されている。
- 鳥取県内では、米子市（平成27年：国土交通省主催）、鳥取市（平成28年：内閣府主催）で開催されており、今回の境港市の開催は3回目である。
- 外務省が主催して開催されたのは、山梨県甲府市（平成25年）、宮城県仙台市（平成26年）、奈良県奈良市（平成27年）の3回。今回の鳥取県境港市は4回目の開催。
- 今回、外務省が境港を選定された理由は、空と海の国際化の進展に関心を持たれたため。
  - ・韓国・ロシアを結ぶ全国唯一の貨客船、DBSクルーズフェリーの運航
  - ・香港航空の就航による空の国際化の進展
  - ・大型クルーズ船の寄港など海の国際化の進展

# 第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット実務代表者会議の結果について

平成29年2月23日  
交流推進課

平成29年4月に本県で開催する第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット（以下「サミット」という。）に係る事前協議である実務代表者会議を開催したので、その結果を次のとおり報告します。

## 1 各地域代表団

江原道：全洪鎮（チョン・ホンジン）グローバル投資通商局長 他2名  
吉林省：王志偉（ワン・ズーウェイ）外事弁公室主任 他4名  
沿海地方：コルモゴロフ・アレクセイ国際協力副局長 他2名  
中央県：チョローンバト・サランゲレル官房長官 他2名  
鳥取県：吉村文宏観光交流局長 他

## 2 実務代表者会議概要

### （1）日時

2月20日（月）午前10時から午後4時

### （2）会場

倉吉シティホテル2階レニー

### （3）会議結果

- ・第22回サミットについて、以下のとおり開催することを提案し、各地域の了承を得た。

時 期：4月9日（日）から11日（火）  
会 場：倉吉未来中心  
テー マ：「ゆるぎない絆で新時代を拓く～災害復興、経済発展、観光振興～」  
関連事業：美術作品展示会、環境保護機関実務者会議、経済協議会、マスコミ代表者会議

- ・第22回サミット開催中に、平昌冬季オリンピックの成功に向け、各地域が協力・支援を行う旨の宣言文を取りまとめることを提案し、各地域の了承を得た。
- ・第22回サミット開催中に、鳥取中部地震からの復興をアピールする場面を設けることを提案し、各地域の了承を得た。
- ・次期（2018年）サミットの開催地がロシア沿海地方に内定した。

# 特定非営利活動法人大山中海観光推進機構（「大山王国」）の検査状況について

平成29年2月23日  
西部総合事務所地域振興局

平成29年1月13日に実施した「大山王国」に対するNPO法に基づく検査において改善方針の報告を求めていたところ、以下のとおり報告がありました。

## ○1/31(火) 大山王国（理事長 石村隆男氏）より提出

### （改善方針の主な内容）

- ・大山町からの委託事業分は、米子税務署の調査終了を待って修正申告後、速やかに決算書類の修正を行う。
- ・上記以外の記載誤りについては、修正分を提出する。（HPアクセス件数等）⇒同日提出済
- ・法及び定款に沿った会議通知、議事録作成、会費徴収等を行う。

### 【今後の対応】

- ・引き続き、上記改善方針に沿って指導を実施すると共に、大山町委託事業分については準備が整いしだい追加の確認検査、指導を行う。
- ・今後、米子税務署の指導にそった国税の修正申告への「大山王国」の対応状況や追加確認検査の状況を踏まえ、処分の要否を含めた県としての方針を決定する。

### 【事案の経過】

H28.11.1 「大山王国」への委託偽装を指摘する新聞記事が掲載

H28.11.4 大山町への監査請求

H28.12.14 「大山王国」から大山町に弁明書提出

H28.12.22 大山町監査委員からの監査結果報告

H28.12.27 大山町長が「大山王国」への委託業務に「不適切事務」があったと発表

同日 NPOの監督部署である西部総合事務所が、任意で「大山王国」理事長から状況を聞き取

H29.1.6 「大山町とNPO法人との契約疑惑の真相を究明する会」からの申入書を受理

H29.1.13 西部総合事務所による「大山王国」検査実施

H29.1.17 「大山王国」へ検査結果の通知及び改善方針の報告指示（期限：1月31日）

H29.1.31 「大山王国」より改善方針の報告

H29.2.7 大山町議会の調査特別委員会に理事長が出席

### 【検査の概要】

(1) 日時 平成29年1月13日(金) 13:30～16:50

(2) 場所及び受検者 法人事務所（米子市旗ヶ崎）、石村理事長 他1名

(3) 主な検査結果

・大山町の監査で指摘されている大山町委託分を除くと、会計処理は税理士により適正に行われ証憑書類も適正だった。

※鳥取県委託事業（スマホアプリ「TOTTRIP」による情報発信）も適正に会計処理され、公開されている決算に計上されていた。

・NPO法により公開義務のある平成25～27年分の会計処理中に大山町からの受託分が含まれておらず、当該分が不適切である。

→当該受託分は、証憑書類及び通帳が税務署の調査により備え置きがなかったため、後日確認検査を行う予定

⇒石村理事長からは、「当該受託分は、大山町職員のA理事が「大山王国」の別口座で管理しており、契約および出納状況の報告が全くなかったため、把握していなかった。そのため、県への報告と税務申告に漏れが生じたもの。理事長として管理責任を感じている。」「現在、税務署から修正申告に向けた指導を受けており、その結果に沿った正しい修正申告を行う。」と説明があった。

・「大山王国」定款と実際の運営において、総会等の開催通知方法や議事録作成に一部不整合があり、定款と一致させるよう改善を指導した。

### 【特定非営利活動促進法（監督部分の抜粋）】

第41条（報告及び検査） 所轄庁は、（中略）法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務もしくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第42条（改善命令） ……（要旨）法令違反、又はその運営が著しく適正を欠く場合

第43条（認定の取り消し） ……（要旨）改善を期待できないことが明らかな場合